

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

【英訳名】 D.Western Therapeutics Institute, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日 高 有 一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 橘 信 綱

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期 累計期間	第14期 第3四半期 累計期間	第13期 第3四半期 会計期間	第14期 第3四半期 会計期間	第13期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)		20,000		20,000	
経常損失 (千円)	301,536	257,004	99,202	73,254	407,881
四半期(当期)純損失 (千円)	312,003	257,857	99,444	73,504	418,396
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			1,279,352	1,279,352	1,279,352
発行済株式総数 (株)			17,318,900	17,318,900	17,318,900
純資産額 (千円)			1,073,568	709,318	967,176
総資産額 (千円)			1,090,277	726,845	990,886
1株当たり純資産額 (円)			61.99	40.96	55.85
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	18.04	14.89	5.74	4.24	24.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			98.5	97.6	97.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	322,006	267,924			406,442
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,721	199,809			3,596
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	90	1,500			90
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			347,036	193,070	262,712
従業員数 (名)			22	18	21

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	18
---------	----

- (注) 1 従業員は就業人員であり、アルバイトを除いております。
2 パート及び嘱託社員はおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績は、次の通りです。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
創薬事業	20,000	
合計	20,000	

(注) 1 当第3四半期会計期間の販売実績は、マイルストーン収入です。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
興和株式会社			20,000	100.0

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(3) 新株予約権等に関する事項

(イ) 株式価値の希薄化に関する事項

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものと、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方式により、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものであります。

これらの新株予約権の目的となる株式数(以下、「潜在株式数」という。)は当第3四半期会計期間の末日現在において合計925,000株となり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の5.1%を占めております。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成23年10月3日に新株予約権の発行を行いました。当該新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式の総数は3,000,000株であり、当第3四半期会計期間の末日現在の当社発行済株式総数17,318,900株の17.3%に相当します。当該新株予約権が行使された場合には1株当たりの株式価値が希薄化します。

(ロ) 新株予約権の行使に関する事項

当社は平成23年9月15日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、平成23年10月3日に新株予約権の発行を行いました。新株予約権の行使は、原則として新株予約権者の判断によるため、市場における当社株価の動向によりましては、当該新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。そのため、予定された資金が調達されるまでに一定の時間を要す可能性や、予定された資金が調達できない可能性があります。当該新株予約権の行使が進まず、当該新株予約権による資金調達が困難になった場合は、事業計画の見直しを行うとともに、別途資金調達方法の検討を進める必要があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間における国内経済は、震災による落ち込みから鉱工業生産の回復が持続し、生産の回復を受けて輸出も増勢となりました。消費も緩やかに回復が続いており、景気回復の動きは持続傾向となりましたが、一方で円高による企業収益の圧迫が懸念されております。

国内医薬品業界におきましては、大型薬の特許切れ等を背景とした収益確保のための医薬候補品取得に向けたインライセンス活動、事業提携やM&Aが継続しております。

このような状況の下、当社は新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により抗血小板剤K-134の国内後期第 相臨床試験に向けた準備が進められました。緑内障治療剤K-115につきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により国内第 相臨床試験が開始されております。

新規開発品につきましては、新規緑内障治療剤につき作用メカニズムの解明を進める一方、ライセンスアウトに向けた活動を進めました。また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、リード化合物の選定に向けた研究開発活動を実施いたしました。

売上高につきましては、K-115の国内第 相臨床試験が開始されたことにより、マイルストーン収入20百万円を計上いたしました。

利益面につきましては、研究開発費が44百万円（前年同期比12.0%減）、その他販売費及び一般管理費が45百万円（前年同期比6.7%減）であったことにより、販売費及び一般管理費は90百万円（前年同期比9.4%減）となりました。その結果、営業損失は70百万円（前年同期営業損失99百万円）、経常損失は73百万円（前年同期経常損失99百万円）、四半期純損失は73百万円（前年同期四半期純損失99百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末から264百万円減少し、726百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が前事業年度末に比べ269百万円減少したこと等によるものです。

なお、総資産に占める流動資産の比率は当第3四半期会計期間末97.6%、前事業年度末97.8%です。

負債は、前事業年度末から6百万円減少し、17百万円となりました。主な要因は未払金が3百万円減少したこと等によるものです。

純資産は、前事業年度末から257百万円減少し、709百万円となりました。これは、四半期純損失の計上により、利益剰余金が257百万円減少したことによるものです。

なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

また、負債純資産合計に占める純資産の比率は当第3四半期会計期間末97.6%、前事業年度末97.6%です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期会計期間末に比べ82百万円減少し、193百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は80百万円（前年同期比33百万円減）となりました。これは税引前四半期純損失が73百万円、産学官連携講座にかかる共同研究費等による前払費用の増加額10百万円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は0.1百万円（前年同期は3百万円の支出）となりました。これは差入保証金の回収による収入0.1百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1百万円（前年同期は0.03百万円の収入）となりました。これは新株予約権発行による支出1百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発費の総額は44百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,442,000
計	48,442,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,318,900	17,318,900	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は 100株であります。
計	17,318,900	17,318,900		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権 (平成17年8月31日決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	665個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	332,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2円 資本組入額 1円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上市日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成17年8月31日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,970個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数及び権利行使済の個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

第2回新株予約権 (平成18年3月28日決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	225個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	250円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成19年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>本新株予約権発行時において当社の役員および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>上記株主総会決議および本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,000個であり、平成18年4月19日開催の取締役会において上記条件の新株予約権325個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。
- 2 平成18年10月12日付をもって1株を5株に、平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第3回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	2,500個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	250,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>その他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は5,000個であり、平成18年11月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権2,650個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第4回新株予約権 (平成18年11月10日決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	1,250個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	125,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注1、2)
新株予約権の行使期間	自平成18年11月29日 至平成28年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注1、2)
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権発行時において当社の監査役であったものは、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権発行時において当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結している者(契約締結予定者含む。)は、新株予約権行使時においても当社との間で科学顧問契約またはコンサルタント契約を締結していることを要する。ただし、当社の取締役会において正当な事由があると認められた場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第5回新株予約権 (平成20年3月27日決議)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	1,050個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	105,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	800円(注2、3)
新株予約権の行使期間	自平成22年3月29日 至平成30年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 800円 資本組入額 400円 (注2、3)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社の役員等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式上場日までは権利行使ができない。</p> <p>この他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p> <p>新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は1,200個であり、平成20年3月27日開催の取締役会において上記条件の新株予約権1,150個の付与を決議しております。以後、権利放棄により権利を喪失した個数を減じております。

2 平成20年7月15日付をもって1株を100株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		17,318,900		1,279,352		1,269,352

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、当社代表取締役社長日高有一から平成23年9月21日付で東海財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により平成23年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下の通りであり、当社代表取締役社長日高有一が株式貸借取引に関する契約により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に500千株の貸付を行っている旨の記載があります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日高 有一	愛知県名古屋市千種区	1,975	11.35

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,318,100	173,181	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	17,318,900		
総株主の議決権		173,181	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	168	147	148	129	308	228	197	262	180
最低(円)	139	125	59	90	104	158	147	150	107

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	673,041	942,692
有価証券	20,029	20,020
原材料及び貯蔵品	1,201	624
前払費用	13,989	4,149
その他	1,033	1,901
流動資産合計	709,295	969,388
固定資産		
有形固定資産	7,974	11,749
無形固定資産	402	536
投資その他の資産	9,173	9,212
固定資産合計	17,549	21,497
資産合計	726,845	990,886
負債の部		
流動負債		
未払金	7,918	11,721
未払法人税等	2,045	3,327
その他	7,562	8,660
流動負債合計	17,526	23,709
負債合計	17,526	23,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,279,352	1,279,352
資本剰余金	1,269,352	1,269,352
利益剰余金	1,839,386	1,581,528
株主資本合計	709,318	967,176
純資産合計	709,318	967,176
負債純資産合計	726,845	990,886

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	-	20,000
売上原価	-	-
売上総利益	-	20,000
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 145,186	1 136,944
その他	2 157,939	2 138,174
販売費及び一般管理費合計	303,125	275,119
営業損失()	303,125	255,119
営業外収益		
受取利息	1,276	774
試薬品収入	-	324
その他	357	42
営業外収益合計	1,633	1,141
営業外費用		
為替差損	45	-
新株予約権発行費	-	3,000
その他	-	26
営業外費用合計	45	3,026
経常損失()	301,536	257,004
特別損失		
前期損益修正損	3 9,578	-
特別損失合計	9,578	-
税引前四半期純損失()	311,115	257,004
法人税、住民税及び事業税	887	853
法人税等合計	887	853
四半期純損失()	312,003	257,857

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	-	20,000
売上原価	-	-
売上総利益	-	20,000
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 50,609	1 44,534
その他	2 49,255	2 45,939
販売費及び一般管理費合計	99,864	90,474
営業損失()	99,864	70,474
営業外収益		
受取利息	385	214
試薬品収入	300	-
その他	1	27
営業外収益合計	687	242
営業外費用		
為替差損	25	-
新株予約権発行費	-	3,000
その他	-	22
営業外費用合計	25	3,022
経常損失()	99,202	73,254
税引前四半期純損失()	99,202	73,254
法人税、住民税及び事業税	241	249
法人税等合計	241	249
四半期純損失()	99,444	73,504

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	311,115	257,004
減価償却費	5,531	3,909
受取利息及び受取配当金	1,276	774
為替差損益(は益)	45	26
新株予約権発行費	-	3,000
たな卸資産の増減額(は増加)	4	577
前払費用の増減額(は増加)	8,012	9,839
未収消費税等の増減額(は増加)	6,470	1,040
未払金の増減額(は減少)	7,504	5,302
その他	5,863	1,948
小計	321,721	267,471
利息及び配当金の受取額	929	603
法人税等の支払額	1,215	1,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	322,006	267,924
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,871	-
定期預金の預入による支出	-	500,000
定期預金の払戻による収入	-	700,000
差入保証金の差入による支出	320	558
差入保証金の回収による収入	470	367
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,721	199,809
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	90	-
新株予約権発行による支出	-	1,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	90	1,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	45	26
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	325,682	69,641
現金及び現金同等物の期首残高	672,719	262,712
現金及び現金同等物の四半期末残高	347,036	193,070

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期損益計算書関係)	
1	前第3四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「試薬品収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「試薬品収入」は324千円であります。
2	前第3四半期累計期間において、営業外費用に区分掲記してありました「為替差損」(当第3四半期累計期間26千円)は、営業外費用総額の100分の20以下となったため、当第3四半期累計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期損益計算書関係)	
1	前第3四半期会計期間において、営業外収益に区分掲記してありました「試薬品収入」(当第3四半期会計期間24千円)は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期会計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示することとしております。
2	前第3四半期会計期間において、営業外費用に区分掲記してありました「為替差損」(当第3四半期会計期間22千円)は、営業外費用総額の100分の20以下となったため、当第3四半期会計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 50,737千円	有形固定資産の減価償却累計額 46,962千円
当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計37,954千円(平成24年度37,954千円)であります。	当社の研究開発活動の一環として、平成21年12月25日に国立大学法人三重大と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」(契約期間：平成22年1月1日から平成24年12月31日まで)に関して、同法人に対する今後の支払債務は、合計75,693千円(平成23年度37,739千円、平成24年度37,954千円)であります。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 給与手当 66,528千円 共同研究費 26,805千円 消耗品費 10,409千円	1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 給与手当 64,476千円 共同研究費 26,956千円 消耗品費 11,575千円
2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 50,070千円 給与手当 36,980千円 支払手数料 30,190千円	2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 48,750千円 給与手当 28,893千円 支払手数料 27,781千円
3 前期損益修正損は過年度消費税修正によるものであります。	

前第3四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 給与手当 24,876千円 共同研究費 8,935千円 消耗品費 3,937千円	1 研究開発費の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 給与手当 21,063千円 共同研究費 8,985千円 消耗品費 4,096千円
2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 16,350千円 給与手当 12,766千円 支払手数料 9,089千円	2 その他の主要な費用及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 16,200千円 給与手当 8,799千円 支払手数料 9,067千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金 1,007,023千円	現金及び預金 673,041千円
有価証券 40,013千円	有価証券 20,029千円
計 1,047,036千円	計 693,070千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 700,000千円	預入期間が3ヶ月超の定期預金 500,000千円
現金及び現金同等物 347,036千円	現金及び現金同等物 193,070千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	17,318,900

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)及び当第3四半期会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年9月30日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
40円96銭	55円85銭

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 18円04銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	1株当たり四半期純損失金額 14円89銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	312,003	257,857
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	312,003	257,857
普通株式の期中平均株式数(株)	17,293,515	17,318,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

前第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 5円74銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	1株当たり四半期純損失金額 4円24銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	99,444	73,504
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	99,444	73,504
普通株式の期中平均株式数(株)	17,316,943	17,318,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

第三者割当による新株予約権の発行について

当社は平成23年9月15日開催の取締役会において、第三者割当による第6回新株予約権の発行を決議し、平成23年10月3日に新株予約権発行による払込が完了しました。その概要は以下の通りであります。

(1) 新株予約権の名称

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第6回新株予約権

(2) 新株予約権の割当日

平成23年10月3日

(3) 新株予約権の総数

300個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,000,000株(新株予約権1個につき10,000株)

(5) 発行価額の総額

1,889,100円(新株予約権1個につき6,297円)

(6) 払込期日

平成23年10月3日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額

414,000,000円(1株につき138円)

(8) 新株予約権の行使期間

平成23年10月3日から平成25年10月2日まで

(9) 資金調達総額

415,889,100円

(10) 新株予約権の募集又は割当方法

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月5日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月4日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 原 浩 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。